

東洋史研究

第五十一卷 第一號 平成四年六月發行

漢代更卒制度の再検討

——服虔—濱口説批判——

渡 邊 信 一 郎

はじめに

一 従來の更卒制度理解と基本史料

二 踐更・居更・過更の内容

三 卒更制度について

四 更徭から更賦へ

おわりに

はじめに

1 漢代の農民は、田租や人頭税たる算賦・口賦などのほか、國家にたいし様ざまな兵役と力役とを負擔していた。これら兵役・力役には、正とよばれる二三歳から五六歳までの男子が一年間首都にのぼって宮殿・官府などの警備をおこなう衛士（卒）、一年間の邊境警備にあたる戍卒、材官・輕車・樓船などの地方郡國の軍事勤務のほか、別に年間一箇月の地方

徭役たる更卒の役などがあつたとされる。しかし、秦漢期にはこれら兵役・徭役はなお未分化な状態にあり、また制度的な制度の變遷があり、かつ史料制約もあつて、それらの實態解明には數多くの困難と課題が存在する。濱口重國氏の研究をかわきりに戦前・戦後をつうじて、この分野にかかわる多くのすぐれた研究が輩出し、問題の整理・解決が進んでいる。とくに根幹となる更卒制度については、中國で簡牘を中心とする新出資料が発見・紹介されるようになった一九七〇年代後半以降、山田勝芳・藤田勝久・重近啓樹諸氏の研究が出て新たな展開がみられるようになった。しかし、一面では見解が分散・錯綜してきたことも事實である。とりわけ、更卒制度についてはその感が深い。更卒は、國家にたいする農民の直接労働による租税支拂いであるとともに、國家による剩餘労働の社會的次元における編成形態でもある。更卒制度のとらえかたによっては、漢代社會にたいする理解も本質的に異なったものとなってくるであろう。小論は、更卒制度の中核をなす就役様式とその時代的變遷について再検討を加え、更卒制度全體の見直し作業のてがかりを得ようとするものである。

一 從來の更卒制度理解と基本史料

更卒制度については、その就役様式・就役期間・就役義務年限・更賦との關係など、多くの論點についてさまざまな理解が提示されている。しかし、それら諸見解の基礎となっているのは、後漢末・三國期の注釋家である如淳と服虔とが『漢書』に附した解釋であり、大別すれば二説に收斂する。そこでまず二つの代表的見解を提示し、その問題點を明らかにしておきたい。

更卒・更賦制度の解明に先鞭をつけたのは濱口重國氏であり、その所説は通説的諸見解を代表するものである。⁽¹⁾ 濱口氏は、『史記』・『漢書』の關連諸史料に見える漢末・西晉期の諸注釋を検討し、「當に更卒と爲るべきを以て、錢三百を出だす。これを過更と謂う。自ら行きて卒と爲る。これを踐更と謂う。」(『漢書』卷三五吳王濞傳顏注)と解釋する服虔説に全

面的に依據してつぎのように理解した。「漢代では兵役に在る者を除く一般庶民に對して、毎歲一ヶ月宛——但し前漢の初期は數年目毎に五ヶ月宛と定めた——交代をもつて更卒と爲る義務を課した。更卒の義務は申すまでもなく力役の義務で、この當番に服するを踐更、免番するを過更と言ひ、過更の代償金は一ヶ月につき三百錢と規定されていた。」さらに、更賦の語義について検討し、更賦には、①更卒の實役代償金すなわち過更錢と、②更卒の義務の二つの語義があり、「恐らく更卒の實役代償金が其の原義で、更卒の義務の方は轉義であらう」と推測し、「遅くとも後漢の順帝頃には更卒の役には概ね更賦を徴して實役を強制しなくなつたと認」めてゐる。そうして、更卒の就役地が各自の在貫する縣内であるところから、唐の雜徭（地方的徭役）に比すべきものであつたと指摘するのである。ここには、更卒が①一年一箇月あての地方的徭役であり、②その免番——過更錢は三〇〇錢であつたこと、更賦には過更錢三〇〇錢と更卒義務の兩義があり、後漢順帝頃頃に租税として一元化されたことが指摘されている。

第二の見解は如淳說に基づく諸見解であり、これを今日的に代表するのが平中苓次氏である。⁽²⁾平中氏は、如淳說について、「漢代では更（番役）の履行形態に三種の態様があつたことを説明し、第一には自らそれに服する場合の『卒更』があり、第二には他人を雇つてそれをはたす場合の『踐更』があり、第三には代償金を收めてそれを免除される場合の『過更』があつたことを擧げて、それぞれの履行形態についての更の實態を明らかにしている」と要約し、「彼の注釋による限り『更賦』は過更錢であり、戌邊三日の更の免役錢であつたことは疑いを容れない」と斷定する。また、『漢書』惠帝紀に見える軍賦の實體を過更錢たる更賦に比定し、さらに軍賦の軍字を更字の誤寫として、軍賦＝更賦說をうちだしたのである。平中氏の問題關心の重點は更賦の理解にあり、その前提として如淳の更卒制度理解を重視するのである。如淳——平中說によれば、更卒制度には卒更・踐更・過更の三種があり、そのうちの過更錢が更賦であり、その實體は一般民丁の戌邊三日の繇戍である。この過更錢理解は、更卒一箇月の力役の免番錢とする濱口氏とは異なる實體を指摘したことになる。

二つの代表的理解の中であつて、如淳説の批判的検討を通じて服虔説を支持した濱口重國氏の所説が廣く受け入れられており、今日の通説をなしている。⁽³⁾筆者も濱口氏による如淳説批判はその限りにおいて正しいと判断する。しかし、服虔説によって更卒制度を理解しようとする點には疑問を感じる。服虔―濱口説によれば、漢代更卒制度は、兵役就役者以外の成年男子（二三歳―五六歳）が負擔する一年一箇月宛の地方的徭役であり、これに自ら就役する場合を踐更、免役錢三〇〇錢を納入して免番するのを過更とするものであつた。踐更・過更を含む就役様式についての服虔―濱口説は、單純明快であるため正鵠を射ているかのごとくである。しかし問題は、いまだ少し複雑である。

服虔―濱口説は踐更・過更の二つを基本的要素とし、如淳―平中説は卒更・踐更・過更を基本的要素として更卒制度をくみだてている。この違いが過更錢の實體理解の相違に大きい影響をあたえている。しかし、兩説には更卒制度の認識にあつて決定的な不備がある。第一に兩説をも含めて、從來の諸説は『論衡』射短篇・漢律佚文などに見える「居更」を無視して立論したものであり、事實を單純化しすぎているのである。更卒制度については、踐更・過更・居更およびその根幹にある更を含めた全體的理解が示されなければならない。

第二に、後漢末三國期の二人の注釋家がかなりくいちがう解釋をくだしているということは、更卒が彼らにとつてもはや自明ではない制度であつたことを示している。これにたいし、わずかではあるが根據にすべき漢律佚文およびその直接的注釋たる律説が存在する。先學諸氏は、なぜか注釋家の解釋のみを重視し、律説をその補助的史料とするだけで、漢律を無視する傾向にある。更卒制度の再検討にあつては、基礎的作業としてまず漢律および律説を基本史料とし、その吟味から展開するのが妥當であらう。

更卒制度に關する漢律佚文は、『史記』卷一〇六吳王濞列傳の「卒踐更、輒與平賈」に附す司馬貞の索隱につきぎのよう

に引用されている。

案するに、漢律に、卒の更に三有り。踐更、居更、過更なり、とあり（案漢律。卒更有三。踐更居更過更也。）。

索隱が引用する漢律佚文は更卒制度として卒更・踐更・居更・過更を擧げている。すなわち、踐更・居更・過更の三要素と統括用語である卒更（卒の更）の四つの要素からなりたっている。これにたいし濱口重國氏は、漢律佚文を無視し、卒更を如淳の誤解による非實在の用語としてしりぞけ、居更を踐更と同義とする。服虔―濱口説は、卒更・踐更・居更・過更の四つの制度内容のうち、踐更・過更のみの解釋に過ぎない。對立する如淳―平中説は、卒更・踐更・過更の解釋を提示するのみであり、また三つを同列において卒更の統括的用語であることを看過している。よって兩説は全體的な卒更制度の復元に失敗していると言わざるを得ない。更卒制度は、踐更・居更・過更の三要素の内容とそれらの相互連關をふまえた統括概念である卒更（卒の更）を理解して始めて認識できるものである。律說佚文に移ろう。

律說佚文は如淳説の中に引用されているが、表現が微妙に異なる二つの原文を残している。左に列記しよう。

(a) 律說。卒更踐更者、居縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。〔『史記』郭解列傳集解所引〕

(b) 律說。卒踐更者、居也。居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。〔『漢書』昭帝紀顏注所引〕

傍線部分の違いを校訂しなければ、この史料は理解できない。從來の諸研究はこの違いに無頓着であった。そこで、この律說をふくむ如淳説が『史記』・『漢書』本文のいかなる言葉の注釋として利用されたかを吟味することによって、校訂私案をつくることにしたい。

(a) の『史記』郭解列傳集解は、本文「每至踐更、數過、吏弗求」について附されたものである。明らかに踐更を注釋するものとして引用されたものである。したがって冒頭に「卒更踐更者」とあるのも自然である。しかし、(b) の『漢書』昭帝紀顏注は、踐更の注釋ではなく、卒更の解釋を補う補注として引用されたものである。二つの原文は踐更と卒更とにたいして附けられた注釋であるため、本來は同一の文章でありながら微妙な違いをもっているのである。この違いがどのようにして生じたかを理解するために、ここで如淳説全體の構成を検討しておきたい。如淳は『漢書』昭帝紀元鳳四年正月條に見える「逋更賦未入者」を注釋してこう述べている。

更に三品有り。卒更有り、踐更有り、過更有り。

- (1) 古えは卒を正るに常人無し。皆な當に迭にこれを爲すべきこと、一月にして一更、これを卒更と謂うなり。
 (2) 貧者の顧更錢を得んと欲する者、次直の者、錢を出だしてこれを顧うこと、月ごとに二千、これを踐更と謂うなり。

(3) 天下の人、皆な戍邊に直たること三日、亦た名づけて更と爲す。律に所謂繇戍なり。丞相の子と雖も、亦た戍邊の調に在り。人人自ら三日の戍に行くべからず。又た行く者は當に自ら戍すること三日なるべきに、往きて便ち還るべからず。便に因りて住まり、一歳にして一更す。諸もろの行かざる者は、錢三百を出だして官に入れ、官は以て戍する者に給す。これを過更と謂うなり。

(4) 律説。卒踐更者、居也。居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。

(5) 『漢書』食貨志に曰く、月ごとに更卒と爲り、已にして復た正と爲る。一歳屯戍し、一歳力役すること、古えに三十倍す、と。これ漢初、秦法に因りてこれを行ふなり。後ち遂に改易し、謫有れば、乃ち戍邊すること一歳のみ。
 (6) 通とは、未だ更錢を出ださざる者なり。

如淳が指摘する三種の更のうち、(1)は卒更の解説であり、交代制度及びその義務期間一箇月を指摘する。(2)は踐更の説明であり、二千錢を支拂つて代行者に就役させること、(3)は過更＝戍邊三日代償錢の説明である。三種の更の注解は基本的にはここで終了している。問題になる(4)の律説は、(2)の踐更の内容とは全く異なっており、踐更の説明でないことは歴然としている。それは、明らかに(1)の卒更一箇月の補注をなすものである。そうして(5)は一歳屯戍制度の沿革を述べて、(3)の過更＝戍邊三日代償錢説の補注を試みた部分なのである。

如淳注は元來『漢書』の注釋であり、晉初の人である臣瓚の『漢書集解音義』に收録されたのち、唐代につたわったものである(顏師古『漢書』敘例)。これにたいし『史記』郭解列傳集解はその孫引きであり、しかも節録である。したがって

如淳注全文を具載し、本來の注釋對象であつた『漢書』顏注所引原文をまず基準にとるべきである。かくして裴駰の『史記』集解が編纂された劉宋の時點で踐更の注釋であると考えられるまでにこの律說の語句に亂れが生じていたことが分かる。『漢書』と『史記』に引かれた二つの律說とそれが元來は「卒更」の説明であることとを勘案するならば、『漢書』顏注所引律說冒頭に含まれる踐の文字は衍文であるとみなさざるをえない。恐らく原文は、つぎのようなものであつたと考えられる。⁽⁴⁾

律說。卒更者、居也。居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。

『史記』に引用する律說冒頭に「卒更踐更者」とあるのは、元來「卒更者」とのみあつたところへ「踐更」の二字が混入された形跡を如實に物語るものである。思うに現行律說冒頭の記載は、劉宋以前のかかなり早い時期に混亂が生じ、「卒更者」に下文「卒踐更一月」の踐字がまぎれこんで『漢書』の「卒踐更者」となり、また別に律說を踐更の解説をなすものと誤解した人が、卒更の後に踐更の二字を挿入して『史記』の「卒更踐更者」としたものであらう。

以上で、更卒制度を復元するための基本史料である律および律說が整つた。以下、この基本史料をたて糸とし、正史その他に見える居更、卒踐更の具體例をぬき糸として更卒制度を織り出してみよう。

二 踐更・居更・過更の内容

踐更・居更・過更の内容を具體的に記す史料は管見の限りで言えば四例に過ぎない。まず、基本となる二例をあげて踐更・居更・過更の相互關係を検討することにしよう。

(a) 古人の井田、民は公家の爲に耕すに、今、租・芻を量るは何の意ぞ。一業もて民を使い、居更すること一月（二業使民。居更一月）なるは、何に據るや。年二十三にして儒（傳）し、十五にして賦し、七歳にして頭錢二十三なるは、何に據るや。（『論衡』謝短篇）

(b) (郭) 解出入するに、人皆なこれを避く。一人有り、獨り箕踞してこれを視る。解人を遣してその名姓を問わしむるに、客これを殺さんと欲す。解曰く、呂屋に居りて敬われざるに至るは、これ吾が徳の修らざるなり。彼に何の罪かあらん、と。乃ち陰に尉史に屬して曰く、この人は吾の急ぐ所なり。踐更の時に至らばこれを脱せしめよ、と。踐更『漢書』卷九二游俠傳作直更』するに至る毎に、數しは過して、吏は求めず。これを怪しみ、その故を問うに、乃ち解のこれを脱せしむるなり。箕踞せし者乃ち肉袒して謝罪す。『史記』卷二四游俠列傳

(a) は、後漢初期の收奪體系として、①田租・芻粟の税、②一種類の勞役による一月あての居更(更卒の役)⁽⁵⁾、③七歳から一四歳までの口賦二三錢、④一五歳以上の算賦、⑤二三歳傳籍——正があつたことを述べている。この居更は、收奪體系に照らしてみれば、明らかに實際の力役就勞を指している。律説にも、卒更の更を説明して「縣中に居更す」と述べており、これを互證する。また近出の睡虎地雲夢秦簡の中にも居字を實役就勞の意に用いている。例えば司空律の中にこうある。

公士以下、刑臯・死臯を居贖する者は、城旦・舂に居せしめ、その衣を赤くすることなく、枸櫞し櫟杖することなく。れ。『雲夢睡虎地秦墓』圖版六八・第二〇一簡 文物出版社 一九八一年)

ここに言う居贖とは、城旦・舂の勞役に服することによって罪を償うことであり、二度出てくる居字は勞役に服することを意味している。⁽⁶⁾囚人の勞役と國家的收取たる更卒の力役とは制度自體異なる體系をなすものであるが、居字が實役に就勞することを意味した不自由勞働であつたことに變わりはない。更——居——作が同一の意味内容をもつことについては、次章でも言及するであろう。濱口重國氏は、律説の「縣中に居更す」を「所屬の縣に於て當番に居ること」と解釋するが、やや平板にすぎる。濱口氏は、漢律の居更を看過しているため、居更が獨立した制度用語であることを理解できなかったのである。卒更制度の三種の更のうち、居更こそ力役就勞を意味するのである。

(b) は、殘る踐更・過更の意味を考える有力な手がかりを提供している。踐更を服虔——濱口説のように實役に就くことと

解釋するならば、すでに義務を果たしたことになり、「踐更するに至る毎に、數しば過して、吏は求めず」というような文言は不必要である。踐更は別の内容をもつものでなければならぬ。踐更は、『漢書』では直更に言い換えられている。直には當の意味があり、踐は明らかに更の當番にあたること、卒更の當番がめぐってきて義務期間に入ることである。踐更となれば、卒更の義務を果たさなければならぬ。當番期間中にこれを實役によって果たせば居更一月となる。これは、(a)『論衡』の記述によって明らかである。しかしここでは、郭解の囑請によってこの義務が「脱」せられたのである。この「脱」の過程は、(1)踐更→(2)過→(3)吏弗求によって完成している。(2)過は卒更の義務遂行期間が経過したことであり、過更を指している。過更することは、律に規定のあることであり、正當な手續きである。不法手段による「脱」を意味しない。したがって、ここまでの経緯ではまだ過更も完成していないと言える。問題は、(3)吏弗求にある。言わずもがなであるが、「吏弗求」とは力役に徴發しなかったことを指すのではない。力役の徴發には發・徴・征などの文字が使われるのであり、求では的確な表現をなさない。これについて岡白駒は、「吏求めずとは、その顧更錢を求めざるなり。向に解、陰に尉史に屬するが故なり」(『史記讀』卷一〇)と解釋している。これは正鵠を射ている。就役せずに卒更の義務期間が経過した場合、國家はその對價を要求し、徴收したのである。過更は、國家にたいして勞役義務の對價を納入することによって完成するのである。過更とは、何らかの理由があつて實役につかないで卒更の義務期間が経過したことによって、別に對價を支拂つて義務履行を果たすものである。しかし、尉史はこの對價を請求しなかったのである。岡白駒の解釋は正しいと言わねばならない。ただ、對價を顧更錢とするのは、如淳注にひきずられたものであつて、やや不十分である。過更にたいする對價であるからには過更錢とすべきであらう。ここに完成した「脱」の意味は、卒更の當番期間がめぐってきた時(踐更)、しばしば當番期間が経過し過更したにもかかわらず、過更した場合の對價たる過更錢が徴收されなかったことなのであつた。過更錢が徴收されなかったからこそ箕踞者は始めて疑問をいだいたのであり、過更錢納入義務の見逃しによって、尉史は彼の卒更の義務を不正に脱せしめたのである。

こうして、漢律に規定する「卒の更に三有り。踐更、居更、過更なり」の内容が明らかとなった。卒更の義務遂行期間に入ることが踐更であり、當番者は何らかの形態で義務を果たさなければならぬ⁽⁷⁾。この義務を期間中に本来の實役に就いて果たすことが居更である。何らかの理由で實役に就かず、この義務期間が経過した場合、その對價たる過更錢を納付して義務を果たすことが過更なのであった。

三 卒更制度について

かくして問題になるのは、踐更、居更、過更に共通する更——卒更である。この卒更を説明するのが律說、すなわち「卒更者、居也。居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。」である。濱口氏は、この律說を「縣中に居更すること五月にして乃ち更するなり」と訓み、數年間で五箇月、在貫の縣において就役することとなっていたのを、後に尉律の規定によつて年一箇月の就役に變つたことを記すものと解釋した⁽⁸⁾。數年間で五箇月というのは、何の根據もない推定にすぎない。伊藤徳男氏が批判するように、數年ははのある曖昧な記述であり、五年間で五箇月でもよく、また三年間で五箇月でもその範圍にはいる⁽⁹⁾。これでは法律の規定としては意味をなさない。濱口氏の解釋は、律說中の居更の更と「五月乃更」の更とを別の意味に解釋して成り立つものである。居更の方は卒更の義務期間と取り、「五月乃更」の場合は明らかにカワル——五箇月就役して交代する——と理解している。確かに更にはカワルの意味がある。例えば『漢書』卷四九鼂錯傳に「遠方の卒をして塞を守ること一歲にして更らしむ」とあるのはそれである。しかし律說の場合は、當然兩者とも卒更の義務期間を示すものとしての更でなければ文意をなさない。これを傍證する用例が存在する。例えば、『漢書』卷七七蓋寛饒傳に、つぎのごとくある。

歲盡き交代し、上、罷かれる衛卒に臨饗するに及んで、衛卒數千人、皆な叩頭自請し、復た留まりて更を共すること一年、以て寛饒の厚德に報いんことを願う。宣帝これを嘉す。

これは、司令官たる衛司馬蓋寛饒の徳に報いるため、衛卒たちが一年間の義務期間を終えたのち、さらに一年間の義務を遂行したいと請願したものである。更は、ここでは明らかに一年間の勞役義務期間を指している。同様の例が『漢書』卷七四魏相傳にもある。

河南の卒の中都官を成る者二三千人、大將軍を遮り、自ら言いて、復た留まりて作すること一年、以て太守の罪を贖わんことを願う。……

蓋寛饒傳では「復留共更一年」となっているところが、この魏相傳では「復留作一年」となっている。両者は明らかに同様の内容を示しており、「更」は「作」であることが歴然としている。「作」については、武帝による通天臺の建造に際して勞働者不足であった時、「中尉の脱卒を覆さんことを請いて、數萬人の作を得」た中尉（後の執金吾）王溫舒の事例がある（『史記』卷二二酷吏列傳）。この脱卒は、前掲『史記』游俠列傳の郭解の卒更の脱卒事例とは少しくことなり、不正手段によって正の兵役義務を逃れた者たちであらう。ここでは兵卒の勞役を「作」と明言している。「更」・「作」・「居」は、ともに勞役に服する意味をもっているからこそ、律說に「卒更者、居也」の解釋が附されるのである。ただ、「更」にはカワルの意味が一方にあり、カワルことを内包した勞役を意味したのであって、一定期間の勞役義務を指したのである。⁽¹⁰⁾こうして問題になるのは、更卒の勞役義務期間である。

正の義務たる河南府戍卒や衛卒の更が先に引用したように一年であったことは疑いない。卒の更は、この正衛の更一箇年に對應する地方的力役の一單位勞役義務期間を指すものである。その卒更一更の義務勞働期間は前漢當初より一箇月であつたらしい。これを示すのが有名な董仲舒の言である。

秦に至りては則ち然らず。……又た月を加えて更卒と爲し、已にして復た正と爲す。一歲屯戍し、一歲力役すること、古えに三十倍し、田租・口賦、鹽鐵の利は、古えに二十倍す。……漢興り、循いて未だ改めず。（『漢書』卷二四食貨志上）

この「加月爲更卒」の「加」については數多くの解釋があるが、伊藤徳男氏によって重ねると理解するのがよいと思う。⁽¹¹⁾ 更卒の基本的單位期間たる一更一箇月の義務を加算して二更二箇月としたことを指摘したものにとりたい。前掲の郭解の事例には、「踐更するに至る毎に、數しば過して、吏は求めず」とあった。一年一更では、ここに言うようにしばしばの表現は不似合いである。半年間に一度であれば、この表現によりなじむものとなる。そうして、この狀況を解説するものを律説に他ならない。

「卒更者、居也。居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。」が意味するところは、「卒の更とは居（勞作）の意味である。縣において居更（就役）し、（當初は）五箇月たったら一更（一箇月間就役）した。後、尉律の規定に於いて、卒の踐更（就役義務）期間を一箇月とし、一一箇月は非番期間とすることになった」と言うことであろう。すなわち、卒更制度は當初半年ごとに一箇月の就役義務期間がめぐってくることを規定したのであるが、尉律の適用によって、年二箇月就役であったものを、以後年一箇月就役義務に改定したのである。かくしてこそ、律説が律文にある卒更制度そのものを説明するものであることが明確になるのである。

以上の結果を基礎にして残る二つの更卒事例を検討してみよう。まず史料を擧げておきたい。

(c) その國に居るや、銅・鹽を以ての故に、百姓に賦無し。卒の踐更すれば、輒ち平賈を與う。〔『史記』卷一〇六吳王濞列傳〕

(d) 文學曰く、……故と鹽冶の處、大傲ね皆な山川に依り、鐵炭に近し。その勢威な遠くして作は劇し。郡中の卒の踐更する者は、多く勘（堪）えずして、庸代を責取す。〔『鹽鐵論』禁耕篇第五〕

(c) の事例は、吳王國では銅や鹽生産が豊富であったために財政に餘裕があり百姓から賦を徴收しなかったこと、その一環として卒が踐更した場合には平賈を與えたというものである。ここでは賦を徴收しなかったことが前提となっている。したがって、吳王國に於ては、踐更者のうち過更した者について、過更錢が徴收されなかったことは自明である。それ

故、踐更者にとって問題となる義務遂行形態は居更による實役就勞だけなのであり、踐更は居更と同義であった。このため、踐更者すなわち居更者にたいして勞役の對價たる平賈が支拂われたのである。服虔は、この踐更＝居更の特殊事例に基づき、踐更と過更のみによって更卒制度を理解したのであろう。この理解が不充分であることは言うまでもない。

(d)の事例は、武帝期の專賣制施行にともなう勞働徵發に際し、就勞地が鐵炭の産地に近い遠方の山川地域であり、かつ勞働(作)が厳しかったので、その郡に屬する卒で就役義務のめぐってきた者は、代行者を雇ってその義務を果たしたことを述べるものである。⁽¹²⁾すでに見た律說に「縣中に居更す」とあり、また郭解の脱卒事件から分かるように更卒は縣廷の屬吏である尉史がその業務を擔當し、まず縣の次元で編成されたのであるが、この事例は更卒が縣次元のみならず郡次元まで含む地方徭役であったことを示している。この事例はまた、更卒の義務は代行者の勞働によって遂行することが可能であったことをも示している。如淳は、恐らくはこの(c)・(d)の踐更の特殊事例から歸納して、踐更とは平賈を支拂うことによって、代行者を雇って義務を果たす形態だと判斷したものに相違ない。この解釋が誤解であることはもはや贅言を要しない。かくして上記二つの事例は、先の考察に抵觸するものでないことが明らかである。

議論が錯綜してきたので、これまでの結論をまとめて次に進むことにしよう。卒更(更卒)の制度には、踐更・居更・過更の三形態があった。卒更は地方における徭役義務を指し、卒更の更とは、一更一箇月の單位就勞期間を規定するものである。秦・漢初期のある時期までは、それは一年二更すなわち一箇月就勞義務期間―五箇月非番期間の體制であったが、後に尉律の規定を適用して、一年一更すなわち一箇月就勞期間―一箇月非番期間の體制に改定された。勞役義務期間と非番期間との關係を總體として規定するのが卒更である。この一更一箇月單位の地方徭役義務の當番期間がめぐって来て、その責務を負うことを踐更と言い、これを實役によって果たすことを居更、何らかの理由で義務期間が経過した場合に過更錢を納入して果たすことを過更と言ったのである。

以上で卒更制度の根幹が明らかになった。つぎに前漢期の史料にかぎって現れる更徭の分析をつうじて、更卒制度のよ

り具體的な姿をさぐることにしたい。まず更徭の用例を列挙しよう。

(1) 景帝の末、蜀の郡守と爲る。……又た學官を成都市中に修起し、下縣の子弟を招いて以て學官の弟子と爲し、爲に更繇を除く。高き者は以て郡縣の吏に補し、次なるものは孝弟力田と爲す。〔『漢書』卷八九循吏傳・文翁傳 景帝・武帝初期〕

(2) 庶民農工商賈は、率ね亦た歳ごとに萬なれば息は二千あり。百萬の家なれば、則ち二十萬なり。而して更徭・租賦はその中より出づ。〔『史記』卷二九貨殖列傳 武帝期〕

(3) これに加うるに口賦・更繇の役を以てすれば、率ね一人の作にして、その功を中分す。〔『鹽鐵論』未通篇第一五 武帝・昭帝期〕

(4) 賢良曰く、卒徒工匠、故と民が租を占して鼓鑄・煮鹽するを得たるの時、……家人相い一に、父子力を戮せ、各おの務めて善器を爲る。……田器を置くに、各おの欲する所を得。更繇は省約にして、縣官は徒の復作せるものを以て、道橋を繕治したれば、諸もろの發に民これを便とす。今はその原を總べ、その價を壹にしたれば、……鐵官器を賣るに售れざれば、或いは頗る民に賦與す。卒徒の作の呈に中たらざれば、時に命じてこれを助けしむ。發徵限り無く、更繇以て均しく劇し。故に百姓これを疾苦す。〔『鹽鐵論』水旱篇第三六 武帝・昭帝期〕

更徭にかかわる史料は『史記』『漢書』『後漢書』その他の漢代諸文獻をつうじてこの四例に盡きる。しかし、これらの史料は更徭の内容をかなり具體的に示している。まず(1)『漢書』文翁傳が指示するように、更徭の免除權は直接的には郡太守にあり、郡を最終的な編成單位とする地方的徭役であったことに注意しなければならない。これは更徭が卒更制度による徭役であったことを明示するものである。⁽¹⁴⁾

つぎに更徭の負擔者について、(2)『史記』貨殖列傳は「庶民農工商賈」のすべてを指示しており、また(1)『漢書』文翁傳は學官の弟子となるべき蜀郡管轄下諸縣の子弟を指示している。この場合の子弟は、入學者であるという状況からして

傳籍された二三歳以上の正ではありえず、算賦負擔の開始年齢と符合する志學一五歳以上の男子とみるべきであらう。⁽¹⁵⁾

更徭の負擔者については一五歳から五六歳にいたるまでの男子のみと考える重近啓樹氏と女子をもふくむと考える山田勝芳氏との間に意見の相違がある。⁽¹⁶⁾ 兩氏が諸史料から指摘するように租稅輸送の力役など多くの徭役を女子が負擔する例が見える。一般的に女子が徭役負擔者であるとみなされていたことは疑いない。しかし、更徭はすでにみたように卒更制度によって卒として政治的に編成された定量的で計算可能な地方的徭役制度であり、二三歳以上の成年男子が負擔する正衛の更と對比されるものである。したがって、更徭の負擔者は重近氏が理解するように一五歳から五六歳にいたるまでの男子のみと考えるのがよいと思う。このことを明瞭に示すのは山田氏が女子の徭役義務を指示する史料として考察した『後漢書』明帝紀第二の永平九年（後六六）三月辛丑詔である。

詔すらく、郡國死罪の囚、罪を減じ、妻子と五原・朔方に詣りて占著せしむ。所在に死する者は、皆な妻の父若くは男の同産一人に復を賜ること終身。其し妻に父兄無く、獨り母のみ有る者は、其の母に錢六萬を賜り、又た其の口算を復す。

詔敕の内容を見るかぎり、女子の徭役義務を指示する文言はみあたらない。その内容は、「郡國の死刑囚にたいし、減刑したうえで妻子と邊境に移住し、戶籍登録させる。妻が各移住地で死亡した場合、妻に罪はないのであるから、妻の父もしくは兄弟のうち一人を終身賦役免除とする。もし妻に父・兄弟がなく、母だけがいる場合には、男子の終身賦役免除に相當するものとして、錢六萬に加えて算賦を免除する」というものである。「口算」は口賦と算賦であるが、母になる年齢から考へてここでは實質的には算賦のみを指している。ここではまた女子は男子と明確に區別されている。男子の終身賦役免除に相當するのは、六萬錢と算賦である。算賦は男子にも賦課されるから、六萬錢に對應するのは算賦以外の賦役であり、それは更卒の役を除いては考えられない。女子には更卒負擔がないから、それに對應するものとして六萬錢が下賜されたのである。算賦は男女ともに負擔したが、更卒は男子だけが負擔したのである。制度的に編成された更卒を中核

として通常の勞役をこなし、その周邊に女子や老・小の臨時的徭役勞働を配して非常事態に對應するのが漢代における徭役勞働編成の實態であつたと考えたい。⁽¹⁷⁾

さらに更徭の負擔内容の問題がある。(4)『鹽鐵論』水旱篇第三六が指示するように、本來の負擔は道路・橋梁の建造・修築など勞役の供出であるが、(2)『史記』貨殖列傳は元手百萬錢の利息二〇萬錢の中から納入することを述べており、錢による代納の存在を示唆している。これは、さきに考察した過更の對價たる過更錢を前提とするものである。かくして更徭とは、一五歳以上の農工商からなる漢代社會の男子成員が負擔する郡縣次元の地方的力役であり、卒更制度によって政治的に編成される所謂更卒の役なのであつた。

漢律・律說佚文の検討のうち、殘された問題は卒更制度の改定問題である。律說によれば、一箇月義務期間―五箇月非番期間の卒更制度は、尉律の適用によって一箇月義務期間―一箇月非番期間へ變更されたのである。この改定は何時どのようなにして起つたのであろうか。章をあらためねばならない。

四 更徭から更賦へ

前漢期における卒更制度の變化が何時、何を契機として起きたのか、それは所謂更賦の出現とどのような關連をもつものであつたか。これらのことどもを明らかにするのが本章の課題である。

その手がかりとしてまず注目したいのは、『鹽鐵論』未通篇と『漢書』王莽傳の王田詔である。そこでは國家收取の基幹が口賦・更徭の役と更賦とにあつたことをつぎのように指摘している。

(1) 田(租)は三十(分の一)と雖も、而れども頃畝を以て税を出だす。……これに加うるに口賦・更繇の役を以てすれば、率ね一人の作にして、その功を中分す。(『鹽鐵論』未通篇第一五 文學の發言)

(2) 漢氏は田租を減輕し、三十にして一を税するも、常に更賦有り、罷癯もみな出だす(管灼曰く、老病者と雖も、皆な復

た口・算を出だすなり」と。而して豪民侵陵し、分田より假を劫す。その名は三十なるも、實は什に五を税するなり。

『漢書』卷二四食貨志上 王莽「王田詔」

前者は武帝期、後者は前漢後期の租税收取にかかわる批判的發言である。ここで問題になっているのは、田租が收穫量の三〇分の一と低いものの、口賦・更徭の役もしくは更賦を加えると事實上は農民の生産物の半ばが收奪されるという點である。未通篇の等式は「田租＋口賦＋更繇の役＝中分」であり、王莽詔のそれは「田租＋分田劫假＋更賦＝一〇分の五」であった。前者の口賦・更徭の役は、後者の更賦にはば一致することが分かる。⁽¹⁸⁾

更賦については、端的に過更錢であると考える濱口重國氏と田租芻粟以外の徭役や賦を概括する表現であるとみなす平中荅次氏との間に認識の相違がある。平中氏は、すでに見たように成邊三日の更の過更錢を更賦とみなすのであるが、更賦の表現には別に「更・賦」として徭役や賦を概括するものと指摘する。⁽¹⁹⁾平中氏は、過更錢＝更賦の例としてつぎに挙げる昭帝元鳳四年の記事を、「更・賦」の例として「王田詔」を挙げる。漢代の史料に見える更賦が二つの用法で使われていたことを指摘したことになる。さきの『鹽鐵論』未通篇と王莽「王田詔」とを對比してみるかぎり、「更・賦」の理解が正しいことはいうまでもない。しかし、平中氏には一方で過更錢＝更賦の理解があり、両者は整合的に説明されてはいない。平中氏の考えをおしすすめれば、更賦は基本的には徭役や賦を概括する用語であるとみたほうが整合的である。このことを検証するため、以下に更賦にかかわる史料を列挙し、考察を加えることにしよう。

(1) 四年春正月丁亥。帝元服を加え、高廟に見ゆ。……中二千石以下及び天下の民に爵を賜う。四年・五年の口賦を收むること母からしめ、三年以前の更賦を逋して未だ入れざる者は、皆な收むること勿からしむ。〔『漢書』卷七昭帝紀元鳳四年（前七七）條〕

(2) 凡そ民に七亡あり。陰陽和せず、水旱災をなすは一亡なり。縣官重ねて更賦・税租を責むるは二亡なり。……〔『漢書』卷七二鮑宣傳 哀帝期〕

(3) 『漢書』卷二四食貨志・王田詔（既出）

(4) 隴西の囚徒を赦し、罪一等を減じ、今年の租調を收むることなかれ。又た發する所の天水の三千人も亦是の歳の更賦を復す。「李賢注…更とは戍卒の更ごも相い代わるを謂うなり。賦とは雇更の錢を謂うなり。」（『後漢書』明帝紀第二中元二年（後五七）九月條）

二中元二年（後五七）九月條

(5) 詔して曰く……其れ元氏縣の田租・更賦を復すること六歲。（『後漢書』明帝紀第二永平五年（後六二）條）

(6) 又た賤に就きて還歸せんと欲する者は、一歳の田租・更賦を復す。（『後漢書』和帝紀第四永元六年（後九四）三月庚寅詔）

(7) 詔して象林縣の更賦・田租・芻蕘を復すること二歲。（『後漢書』和帝紀第四永元一四年（一〇二）七月甲寅詔）

(8) 詔して三輔の三歳の田租・更賦・口・算を除く。（『後漢書』安帝紀第五元初元年（一一四）十月乙卯詔）

(9) 光祿大夫を遣し、案行して粟貸せしめ、更賦を除かしむ。（『後漢書』順帝紀第六永和四年（一三九）八月癸丑條）

(10) 漢中上計程包對えて曰く……長吏鄉亭、更賦至つて重く、僕役箠楚、奴虜より過ぎたり。（『後漢書』南蠻西南夷・板楯蠻夷傳第七六 靈帝光和二年（一七九）頃）

(11) 今、田に常主なく、民に常居なし。吏食は日ごとに稟し、班祿は未だ定まらず。法制を爲め、畫一に科を定め、租税は十の一とし、更賦は舊の如くすべし。（『後漢書』仲長統傳第三九引『昌言』損益篇）

まず問題になるのは、更賦が出現するのは昭帝元鳳四年（前七七）以後のことであり、このあと(11)『後漢書』仲長統傳の後漢末にいたるまで史乘に散見することである。これは、更賦の用語が前漢後期以後かなり一般化したことを意味する。⁽²⁰⁾その内容は、(2)「更賦・税租」、(11)「租税・更賦」、(3)(5)(6)「田租・更賦」、(7)「更賦・田租・芻蕘」とあるように田租・芻蕘などの穀物收取に對立するものである。更賦が穀物とそれにかかわる收取以外の賦課物であることはまちがいない。

つぎに、(8)『後漢書』安帝紀は「田租・更賦・口・算を除く」と記し、更賦が田租のみならず口賦・算賦とも異なるものであることを示している。濱口重國氏は、この史料によって更賦を田租・口賦・算賦以外のもの、すなわち過更錢と理解したのである。確かにこの記事は、更賦の表現によって單獨で過更錢を表現している。過更錢は錢だての賦課であり、口錢・算錢が口賦・算賦と呼ばれるように更賦と呼ばれることがあったと思われる。しかし、更賦が單獨で過更錢を明瞭に表現するのは、唯一この記事だけなのである。更賦の諸史料から言えることは、更賦が田租・芻粟などの穀物收取に對立する錢だての賦課であるということである。

ところで、更賦が出現した前漢昭帝期から後漢末までの同じ期間、田租・更賦の免除を別の表現で記した一連の史料が存在する。以下に列挙して更賦史料と對比してみよう。

(a)……且つは初陵の作を侵め、諸もろの宮室を繕治するを止め、更を闕り賦を減じ(闕更減賦)、盡く力役を休め〔顏師古注…更とは更卒を謂う〕、……〔『漢書』卷八五谷永傳 前漢成帝期〕

(b)今年の秋稼、蝗蟲の傷り所となる。皆な租・更・芻粟を收むることなかれ。〔『後漢書』和帝紀第四永元九年(後九七)

六月戊辰詔〕

(c)三年の逋せる租・過更・口・算・芻粟を除き、……〔『後漢書』安帝紀第五永初四年(一一〇)正月辛卯詔〕

(d)郡國の貧人の災いを被りし者は、今年の過更を收責することなかれ。〔『後漢書』順帝紀第六永建五年(一二三〇)四月辛巳詔〕

(e)今年の更・租・口賦を收むることなかれ。〔『後漢書』順帝紀第六陽嘉元年(一二三二)三月庚寅詔〕

(f)太山・琅邪の賊に遇いし者は、税賦を收むることなく、更・算を復せしむること三年。〔『後漢書』桓帝紀第七永壽元年(一二五五)六月詔〕

まず、前掲更賦史料(8)『後漢書』安帝紀「田租・更賦・口・算を除く」と(c)『後漢書』安帝紀「租・過更・口・算・芻

稟を除き」とを對比すれば、更賦が單獨で過更錢を指す場合のあったことがわかる。しかしこれがまれな例であることにについてはすでに述べた。通常、更賦と表現される場合は、このように田租・芻粟の穀物賦課にたいする過更錢・口賦・算賦の錢だて賦課を總稱するものであったと考えられる。これを示すのが(e)『後漢書』順帝紀「更・租・口賦」と(f)『後漢書』桓帝紀「更・算を復せしむ」とである。ここで更賦と呼ばれていないのは、(e)では算賦を缺き、(f)では口賦を缺いて錢だて賦課のすべてを含んでいないからにはかならない。前掲更賦史料ではおおむね田租・芻粟と對比して更賦がでてきた。これは更賦が過更錢・口賦・算賦の錢だて賦課の總體を表していたからである。そう考えるのにはなおつぎの理由がある。

(a)『漢書』谷永傳「闕更減賦」は更賦を削減することをいう。更賦は五文にしても通じるほど、更と賦との獨立性が高い。したがって顔師古も更を獨立に更卒として注解するのである。同様に、更賦關係史料の(4)『後漢書』明帝紀の更賦についても李賢注は更と賦とを分割して注解している。唐人だけでなく如淳もまた(1)『漢書』卷七昭帝紀の「逋更賦」について、すでに第一章で言及したように「更に三品有り。……逋とは未だ更錢を出ださざる者なり」と、更と逋についてのみ注解している。さらに、晉灼も「王田詔」の更賦について「皆な復た口・算を出だす」と賦についてのみ注解し、それを口賦と算賦とに解している。三國期から唐までの注釋家たちが更賦を更と賦とに分けて理解していたことは明らかである。注釋家たちによれば更賦とは更および賦(口賦・算賦)なのであり、完全に熟した單一の用語ではなかった。

文獻史料だけではない。哀帝期建平五年(前二)八月づけの廣明鄉番夫客・假佐玄の上申文書には「案するに張等、更賦を皆な給す(更賦皆給)」(『居延漢簡考釋』一〇一頁 四六五、圖版二三頁 五〇二・一A)と述べ、更賦が複數の内容を表すものであったことを示している。賦は錢だての收取であり、漢代では七歳から一四歳の男女が納入する一人あたり二三錢の口賦と一五歳から五六歳までの男女が納入する一人あたり一二〇錢の算賦を基本要素として含んでいる。したがって過更錢・口賦・算賦の錢だて賦課の總體を示す場合に、負擔のもっとも高い過更錢を代表として通常は更賦とよび、三者の

うち一つを缺く場合は「更・租・口賦」・「更・筭」などと連稱したのであろう。

つぎに問題になるのは更賦という用語が出現した理由である。熟さない用語であるとはいえ更賦は制度用語として前漢昭帝期をさかいに判然と時期を劃して現れた。それはなぜなのか、以下この點について考えてみたい。興味深いのは、更徭・踐更の用語をともしなり力役史料の存在が、鹽鐵會議の開かれた昭帝始元六年（前八一）の時點までに限定されることである。そうして、これに符節を合わせるかのように、昭帝元鳳四年（前七七）以後更賦の用語が出現するのである。これは、昭帝期をさかいに更徭が原則として過更錢納入へ轉換したことを意味する。更徭の原則錢納化によって、口賦・算賦との總合が可能となり更賦の用語が出現したのである。昭帝期をさかいとする「口賦更徭の役」あるいは「更徭租賦」から更賦への轉化は、勞働原則から錢納原則への更卒義務の形態轉化をその根幹とするものであったとみてよい。では、この形態轉化はどの時點で、何を契機として起きたのか。

『漢書』昭帝紀元鳳四年（前七七）の記事によると、元鳳三年以前の未納更賦が徴收免除となっている。したがって、少なくとも元鳳年間以前にこの轉化があったと見なければならぬ。すでに注意したように、元鳳改元の前年、すなわち始元六年二月には「有司に詔して、郡國が擧げし所の賢良・文學に民の疾苦する所を問ひ、鹽鐵・榷酤を罷めんことを議せしめ」（『漢書』昭帝紀）、その結果七月には榷酤を廢止している。すでに引用した『鹽鐵論』水旱篇第三六は、鹽鐵と酒の專賣制施行によって更徭の徴發が極端に増加し、社會問題となっていたことを記述している。所謂鹽鐵會議において議論の對象となったものは、主題である專賣制度だけにとどまらず、それにもなつて派生してきたさまざまな社會問題であった。なかでも、力役の過重收奪がひきおこす諸問題は、『鹽鐵論』の各篇において指摘されているのである。『漢書』には鹽鐵會議の主題となつた酒專賣の廢止のみしか記されてはいないが、鹽鐵會議の結果としてさまざまな社會問題にたいしても一定の對策が講じられたはずである。私は、榷酤の廢止が宣言された始元六年七月に前後して、鹽鐵會議で問題となつた更徭の制度を次年度すなわち元鳳元年以降改定し、鹽鐵專賣にともなう更徭の亂發を一定程度削減し、基本的には

錢納を原則とする制度へ轉換する旨の決定がなされたものと推定したい。そうして、錢納制度實施の三年後、昭帝の元服に際して三年間の未納更賦を免除したのが、先に引用した『漢書』昭帝紀元鳳四年の記事なのである。

更賦は、更徭が錢納化されたことによって口賦・算賦との總合が可能となり、制度用語として出現したものであり、昭帝始元六年の鹽鐵會議を契機として實施されたものである。これ以後、更賦の語は過更錢・口賦・算賦の總體を表すものとなった。特別に勞役に徵發されないかぎりは、錢だての租税として國家に支拂われたのである。したがって、濱口氏のように更賦を過更錢そのものとする 것도、また更賦が順帝期以後租税化されたと考えることも基本的には誤りとすべきであらう。

鹽鐵會議を契機として昭帝期に更賦への轉化が決定的になったとするならば、前章で指摘した尉律の適用による卒更の義務期間の變更——年二箇月踐更から年一箇月踐更への改定もこの昭帝期になされたものと考えるのが妥當であらう。前章で指摘したように、『漢書』食貨志の「月を加えて更卒と爲す」という董仲舒の言および『史記』游俠列傳の郭解の事例から言えば、武帝期には年二箇月踐更であったことは疑いない。⁽²¹⁾また卒更三形態のうち踐更の用例も、前章に引用したとおり武帝期までにほぼ限られ、更賦出現以後には見られなくなる。これは、更徭のそれと一致する。過更錢への轉化によって卒更の義務遂行が錢納原則に變つたため、特に徵發されて居更する以外は過更錢納入が一般となった。それ故律に卒更規定はあっても、卒更の當番期間に入ることを意味する踐更の存在自體が無意味になったのである。『論衡』射短篇の記述は、後漢初には實務を擔當する下級吏員の次元では居更の由來が分からなくなりつつあったことを端的に示している。そうして漢末には、碩學服虔でさえすでに理解しえないものとなってしまったのである。尉律適用による卒更の義務期間の變更時期を特定することは甚だ困難ではあるが、更徭の錢納化にともなう更賦の出現と軌を一にするものであった蓋然性が高いのである。⁽²²⁾

断片的な史料をもとにかなりの推論を加えて到達した漢代の更卒制度に關する小論の結果は、以下のとおりである。一
卒更制度は、一五歳から五六歳にいたる成年男子が負擔する地方的徭役―更徭の制度的編成であり、一更一箇月を單位期間として編成された。秦・漢初期にあつては、この義務は一年間に二更とされ、半年ごとに一更一箇月の勞役義務を果たすものであつた。更卒は、年間二更の卒更の義務を踐更・居更・過更の三形態によつて遂行した。踐更は五箇月の非番期間のあと卒更の當番がめぐつてきてその義務遂行期間に入ること、居更は卒更の義務を實際の勞働によつて果たすことである。この場合、代行者を雇つて義務を果たすことがあつた。過更は、踐更したにもかかわらず就勞すべき力役がなかつたり、あつても就勞せずに義務期間が経過した場合、過更錢を納入してこの義務を果たすものであつた。この規定は、昭帝の始元六年の鹽鐵會議を契機として、以後一年一更に改定され、同時に過更錢納入を原則として賦錢化された。更徭の賦錢化は、從來の口賦・算賦との總合を可能とし、それらを總體として指示する更賦が制度用語として使われるようになった。

小論のしめくくりとして卒更制度によつて社會的に編成される勞働の規模と特質について考察しておきたい。

卒更制度は商人・手工業者をも含めた社會の全成員が負擔する不自由勞働であり、二三歳傳籍制度によつて、農民が一更一年の衛卒や戍卒などの兵役義務を負う正衛の更の制度とは次元を異にする力役の制度的編成であつた。更卒は縣を基礎單位とし、その上部機構である郡によつてまず地方社會次元で集積・編成されるのがその特色である。藤田勝久氏が指摘するように郡規模をこえる中央的徭役は必要に應じて臨時に編成されるのであり、制度的な中央的徭役編成は存在しない。このことは、秦漢期の租賦收取がまず郡を單位として地方に集積され、郡國からの貢賦によつて中央財政が構成されるのと一般である。⁽²³⁾ 秦漢期には財務編成においても、人間勞働の國家的編成においても、まだ中央集權的編成は完成して

いないのである。秦漢專制國家の形成と權力編成の中央集權化とは區別して認識されなければならない。

この更卒の總體を概算すると膨大な量となる。前漢末の人口六千萬を基準として武帝期のそれを五千萬人と假定してみよう。この五千萬人のうち六〇%が一五、五六歳の層を構成すると考えると、三千万人の成年男女がとりだせる。⁽²⁴⁾更卒の負擔者は男子であるから男女比を五〇%づつとすると、一五〇〇萬人の更卒義務負擔者がみいだせる。この中から邊境警備の成卒最大八〇萬（北邊六〇萬、南邊二〇萬）、首都警備の衛士（卒）五萬および復除が適用される官吏十數萬、合計約百萬の更卒免除者を除かなければならないが、ここでは捨象する。彼らは年間二箇月就役する。したがってその總量は三千万箇月となる。年單位に直すと毎年二五〇萬人が得られる。すなわち約二五〇萬人が地方的徭役に通年にわたって就勞していることになる。この二五〇萬人の勞働は一〇〇餘りの郡國單位に集積され、各郡太守のもとに指揮・編成され、消費されるのである。今日の大企業にまさるとも劣らない勞働の指揮權を各郡太守がもつのであり、この指揮權の本質を規定することによってはじめて秦漢國家の特質が解明できるのである。

問題になるのはその勞働の内容である。更卒の力役には、藤田勝久氏が具體例を擧げるように、(1)城壁構築作業を代表とする道路・倉庫・濠・官府など城邑建造に關するもの、(2)灌漑水利事業や河川の治水工事、(3)郡縣内の租税を郡治所まで輸送する轉運勞働があつた。⁽²⁵⁾これらのうち、(3)は租稅收奪の附加的收取であり、國家による剩餘勞働收奪の一環をなすものである。しかし、(1)(2)については説明が要る。これらの徭役による生産物の大部分は、農民・手工業者たちの個別的經營の外部にあるものであるが、彼らが社會的に再生産されるために必要な一般的な生産諸條件や自然もしくは外部からの脅威の社會的防禦を構成するものである。したがって、個別的經營の次元から見れば、更卒の徭役は剩餘勞働を意味する。しかし、彼らの社會的再生産の次元でとらえるならば、それは彼らの生活の地方的再生産に缺くことのできない必要勞働でもある。農民のみが負擔する正の兵役とは異なり、更卒が各地方社會の男子全成員が參加する義務であつたことは當然と言える。郡太守の指揮・編成する更卒の力役は社會的に必要な共同勞働なのであつた。

しかし漢代社會は、この社會的共同勞働の指揮・編成を任務とし、社會からは相對的に切り離された皇帝をはじめとする十數萬人の官僚・吏員及びその家族を擁する政治的支配階級と六千萬人の被支配階級とに分裂した社會であり、その社會的再生産は結局はこの階級關係の維持と再生産を意味する。⁽²⁶⁾現實の勞働によって義務が果たされた秦・漢初期にあっては、本質的には不自由勞働であり、剩餘勞働收奪であつたとはいへ、更卒の徭役はなお肯定的性格をも具有していた。しかし、更賦として鑄貨もしくはこれに相當する布帛など現物による代納に變えられた前漢後期以後、⁽²⁷⁾更卒の義務はその具體的側面をはぎとられて基本的には剩餘生産物收奪にその性格を轉化する。口賦更徭の役あるいは更賦の收奪が最も重いと感じた漢人の實感は、こうして我われの共感となる。

註

(1) 濱口重國「踐更と過更——如淳説の批判——」、「同補遺」

(『秦漢隋唐史の研究』上巻 東京大學出版會 一九六六年

一九三二年初出)

個々の論點では異なる見解をもつが基本的には服虔—濱口説に近い學説として以下のものがある。

(a) 西田太一郎「漢の正卒について」(『東洋の文化と社會』第一輯 一九五〇年)、「漢の正卒に關する諸問題」(『東方學』

第二〇輯 一九五五年)

(b) 西村元佑「漢代の徭役制度」(『東洋史研究』第二二卷第五號 一九五三年)

(c) 米田賢次郎「漢代徭役日數に關する一試論」(『東方學報』

京都第二七冊 一九五七年)

(d) 楠山修作「算賦課徴の對象について」(『中國古代史論集』

一九七六年 一九六七年初出)、「漢代における國家財政について」(『史林』第六九卷第三號 一九八六年、のち同氏著『中國古代國家論集』一九九〇年に收録)等

(e) 越智重明「前漢時代の徭役について」(『法制史研究』第二五號 一九七六年)

(f) 山田勝芳「漢代の算と役」(『東北大學教養部紀要』第二八號 一九七八年)、「後漢時代の徭役と兵役」(『歴史』第六六輯 一九八六年)

(g) 藤田勝久「漢代の徭役勞働とその運營形態」(『中國史研究』第八號 一九八四年)

(h) 重近啓樹「秦漢における徭役の諸形態」(『東洋史研究』第四九卷第三號 一九九〇年)

(2) 平中耆次「漢代の家族の復除と『軍賦』の負擔」(『中國古

代の田制と税法』東洋史研究會 一九六七年 一九五五年初出)。

如淳—平中説に近い先行學説として、吉田虎雄『兩漢租税の研究』第六節「徭役及び更賦」(大阪屋號書店 一九四二年)があり、如淳説に基づく諸説の整理がなされている。

このほか、漢代の徭役制度に關する論文として伊藤徳男「漢代の徭役制度について——董仲舒の上言と『漢舊儀』との解釋をめぐって——」(『古代學』第八卷第二號 一九五九年)がある。中國における研究については、前掲註(1)山田・重近論文を参照。

(3) たとえば、近年兵役・徭役制度を精力的に研究している前掲註(1)山田勝芳・藤田勝久・重近啓樹諸氏の諸論文は、服虔—濱口説を前提にしながら秦漢期における卒の具體的勞働・編成形態、中央的徭役と地方的徭役との相互關係、算と徭役との關係、歴史的變遷などに焦點をあてて新しい動向を切り開こうとするものである。

(4) 律説は後漢期にできたものであろう。『後漢書』陳寵傳第三六に、彼の言葉としてつぎのように傳える。

漢興以來。三百年。憲令稍増。科條無限。又律有三家。其説各異。

また、『晉書』卷三〇刑法志に、諸儒による律章句の作成を述べて、

後人生意。各爲章句。叔孫宣・郭令卿・馬融・鄭玄諸儒章句十有餘家。……天子於是下詔。但用鄭氏章句。不得雜用餘家。

と見える。一方、『史記』『漢書』諸注の中に引かれる律説の中では、『漢書』卷一四諸侯王表序の顏師古所引張晏注が唯一「律鄭氏説」とその著者を明記している。「律鄭氏説」が鄭玄の律章句であり、律説であるとすれば後漢末まで降ることになる。後漢期以後、律の解釋學が盛んとなったのである。律説も後漢期のものであることはまちがいない。

(5) 「論衡」の解釋は、黃暉『論衡校釋』による。ただ、黃氏が「一業使民」の業を歲と改める點については、積極的な意義をみいだせないで原文のとおり解釋しておきたい。

(6) 別に秦始皇陵の刑徒墓から出土した一八件の瓦文にも「居貲」なる用語が見え、たとえば「楊氏居貲武德公士契必」などとある(袁仲一・程學華「秦始皇陵西側刑徒墓地出土的瓦文」『中國考古學會第二次年會論文集』文物出版社 一九八〇年)。居貲とは勞役に服することによって罪過や債務を償うものであり、文獻に見える居作と同列の用語であらう。たとえば『周禮』掌戮の「髡者使守積」に附す鄭司農注に「髡當作完。謂但居作三年。不虧體者也」とある。

(7) 重近啓樹氏は、就役方式について「年間十二箇月において、更徭の賦課對象となる成年男子が十二のグループ(組)に分けられ、彼らが順次、一箇月づつ交代で就役する」ものと推定している(前掲註(1)重近論文)。史料の根據を缺いているが、踐更は恐らくこのような交番をも規定するものであったと考えられる。

(8) 重近啓樹氏も、「戰國秦漢以後、兩漢を通じて毎年一箇月の就役が、更徭の一般的な就役方式であった」と考え、「五

簡月間の就役の後、交代する舊制」は「漢初期の短期間に止まったとみ」て（前掲註（1）重近論文）、濱口氏の讀法を踏襲している。

- （9）前掲註（2）伊藤論文参照。ただ、伊藤氏は五年目ごとに五箇月、つまり平均年一箇月と考える。

- （10）秦簡廐苑律にも「爲早者除一更」『雲夢睡虎地秦墓』圖版五八・第八〇簡 文物出版社 一九八一年」とあり、更が單位義務期間であることを示している。

- （11）前掲註（2）伊藤論文参照。ただ伊藤氏は、「加月」を年により二箇月か三箇月と考える。

- （12）『鹽鐵論』の解釋は、楊樹達『鹽鐵論要釋』による。

- （13）前掲註（2）越智論文参照。

- （14）重近啓樹氏は、「更徭徵發權は從來の縣から、武帝頃頃を劃期として郡（國）に移り、縣はその下で實務執行機關化していったのではないかと考え」る（前掲註（1）論文）。しかし、蜀郡太守文翁の例は景帝期の例であり、遅くとも漢の郡縣制が確立した吳楚七國の亂平定後には郡國が更徭編成權をもっていたと考えられるのであり、それ以前の可能性も棄てきれない。

- （15）公孫弘の奏請によって裁可された博士弟子員設置の制詔にも、「爲博士官。置弟子五十人。復其身。太常擇民年十八以上儀狀端正者。補博士弟子。」と見える（『漢書』卷八八儒林傳）。この場合の「復身」は少なくとも一八歳以上の博士弟子にたいする徭役免除であり、蜀郡の學官弟子と同様の更徭の免除であることが明白である。この點については前掲註

（1）重近論文にも考證がある。なお、藤田勝久氏は、更卒の義務期間を二三歳からとみなしているが（前掲註（1）論文）、正衛の義務期間とともに再考を要するであろう。

- （16）前掲註（1）山田七八・八六年論文および重近論文参照。

- （17）重近啓樹氏は、こうした臨時的徭役を更徭の枠外にある雜役と更徭の變役である「大徭役」とに區分している（前掲註（1）論文）。

- （18）この點についてはなお拙稿『中國古代社會論』第三章「分田農民論」（青木書店 一九八六年）参照。

- （19）平中氏『漢書食貨志』に見える『更賦』について（『立命館文學』第二六四・二六五合併號 一九六七年）。更賦の理解については、このほかにもいくつかの見解がある。西村元佑氏は、屯戍一年・力役一年制の廢止にともなうて新設された徭役免除錢を更賦とみなす（前掲註（1）西村論文）。楠山修作氏は、算賦・更賦の用語目體を認めず、それぞれ算錢・更の役・賦錢であると理解する（前掲註（1）楠山著書）。越智重明氏は、戍邊の更、正の役の更、更卒の更の三種が更賦であったと考える（前掲註（1）越智論文）。また山田勝芳氏は、基本的には更賦＝過更錢説に立つが、『鹽鐵論』的用法が場合によっては後漢時代にまで見られたと考える（『秦漢時代の復除（一）——秦の復——』『東北大學教養部紀要』第五二號 一九八九年）。

- （20）この點については山田勝芳氏がすでに指摘している（『王莽代の財政』『集刊東洋學』第三三號 一九七五年）。ただこの時點では、山田氏は更賦＝過更錢説をとっている。

(21) 賤更にかかわる後漢期の史料として『續漢書』輿服志第三〇に「今下至賤更小史。皆通制袍單衣皁緣領袖中衣。爲朝服云。」とみえるが、「賤更」が賤更を指示するかどうか疑問である。朝服を着る賤更小史なのであるから、官府の最下級の交番吏員であり、當時走卒・門更・鈴下・五伯などとよばれた卒を指すものである。彼らは正から徴發された人びとであり、中央官府の正衛に對應するものである。なお拙稿「中國古代專制國家論」(『歴史評論』第五〇四號 一九九二年) 参照。

(22) かつて私は、濱口説によって更賦＝過更錢と考えたことがある(『漢代の財政運営と國家的物流』、『京都府立大學學術報告』人文第四一號 一九八九年)。小論の考察によって訂正しておきたい。また、残された問題として過更錢の錢額がある。濱口重國氏をはじめとして多くの論者は三〇〇錢でほぼ一致している。ただ、三〇〇錢では過更錢を含む更賦負擔

を非常に重いと感じた漢代人の感覚にあわず、問題を残している。筆者は如淳の平賈二千錢説に魅力を感じているが、今のところは闕疑としておきたい。

(23) 前掲註(22)拙稿参照。

(24) 漢代の人口構成比については、前掲註(22)拙稿の註(14)参照。

(25) 前掲註(1)藤田論文参照。なお前掲註(1)重近論文も雲夢秦簡の徭律・廩苑律の規定から①縣城などの墻垣、禁苑などの塹壕・墻垣・籬藩の定期的な築造・補繕、②縣の牛馬の飼育者などの勞役を指摘している。

(26) この論點については、なお拙稿「中國前近代史研究の課題と小經營生産様式」(『中國史像の再構成』總論第二章 文理閣 一九八三年) 参照。

(27) 賦とよばれる錢だての租税が布帛などの財物でも代替されたことについては、前掲註(22)拙稿を参照。

A REAPPRAISAL OF THE CORVÉE LABOUR SYSTEM IN THE HAN PERIOD

WATANABE Shin'ichiro

The corvée labour (gengzu 更卒) system consisted of the imposition of one-month period of local labour service on males between the age of 15 and 56. During Qin and early Han, two periods of labour service were required every year, one every six months. Three terms associated with this semi-annual labour service were jiangeng 踐更, jugeng 居更, and guogeng 過更. Jiangeng referred to becoming liable for labour service after five months off duty. Jugeng referred to fulfilling the obligation with actual labour, personally or by hiring a substitute. Guogeng referred to fulfilling the obligation by paying a sum of money, known as guogengqian 過更錢, either in case of there being no need for labour in a given area or in the case of the given term expiring without actual labour being supplied in person or through a substitute. After the debate on the state monopolies of salt and iron in 81 B. C. (the 6th year of Shiyuan 始元 in the reign of Zhaodi 昭帝), the periods of service required per year were reduced from two to one, and simultaneously the practice of submitting guogengqian was adopted as a general rule. The conversion of actual labour service into a kind of tax such as guogengqian made it possible to sum it up together with poll taxes like koufu 口賦 and suanfu 算賦, and the term of gengfu 更賦 came into use to refer to all of them as a whole.